

◇「金沢市自転車活用推進計画」骨子案

【金沢市の既存計画】

金沢市まちなか自転車利用環境向上計画（H23.3策定）

計画の中間見直し（H28.3策定）

【金沢市の取組概要（4本柱）】

はしる

- ・自転車通行空間の整備推進
- ・自転車事故多発箇所における交通安全対策の推進
- ・自転車通行空間整備済み路線におけるフォローアップの実施

とめる

- ・既存駐輪場の適正利用の推進 ・新たな駐輪施設の整備
- ・駐輪場のイメージアップの推進
- ・長期駐輪及び路上放置対策の強化 など

まもる

- ・「金沢市自転車マナーアップ強化の日」の実施
- ・小学校3年生自転車教室の実施
- ・自転車ルール・マナーに関する検定の実施
- ・自転車の安全な利用の促進に関する条例の周知 など

つかう

- ・「まちなか」のサービス向上
- ・地域連携による「まちなか」の利用促進
- ・自転車の有用性に関する情報発信 など

自転車利用環境向上会議 in 金沢の開催（H24）

金沢自転車ネットワーク形成に向けた勉強会の開催（H21～） など

【自転車施策による主な効果】

- ◇金沢市内の自転車関連事故件数が H20 年→H30 年で 71%減少
- ◇路上放置自転車台数が H20 年→H30 年で 65%減少
- ◇自転車の車道左側通行の認知度が 50%→84%に向上（※高校生アンケート結果より）
- ◇まちなか利用回数が H26 年度から 5年連続で数値目標の 10万回以上を達成

【自転車施策の主な課題】

- ◇計画路線の整備率が低い状態であり、継続的な自転車ネットワークの整備が必要
- ◇路上放置自転車が依然として発生しており、放置自転車対策の充実や駐輪場環境の向上が必要
- ◇ルール・マナーに対する満足度が低く、幅広い年齢層への交通安全教育の拡充が必要
- ◇健康増進、環境負荷軽減など多様な視点から、自転車の活用推進が必要

【国の法律・計画】

自転車活用推進法（H29.5施行）

国の自転車活用推進計画（H30.6策定）

<計画目標>

- ①自転車交通の役割拡大による良好な都市環境の形成
- ②サイクルスポーツの振興等による活力ある健康長寿社会の実現
- ③サイクルツーリズムの推進による観光立国の実現
- ④自転車事故のない安全で安心な社会の実現

【金沢市の主な上位計画】

世界の「交流拠点都市金沢」をめざして（H25.3策定）

世界の交流拠点都市金沢 重点戦略計画（H30.2改定）

【金沢市の主な関連計画】

金沢市都市計画マスタープラン（R1.8策定）

第2次金沢交通戦略（H28.3策定）

など

金沢市自転車活用推進計画 （かなざわ快適創出サイクルプラン）

計画期間：R11（2029）年度まで

【基本目標】



市民のライフスタイルに自転車が浸透し、
誰もが安全で快適に自転車を活用できるまちを創る



<見直し方針>

- ◇金沢市におけるこれまでの取組を継続・発展させる。
- ◇4本柱は維持しつつ、従来の「つかう」は『いかしひろめる』とし、移動手段としての利用に加え、健康・観光など多様な視点で自転車の活用を広く推進する。

基本方針の4本柱

【はしる】安全で快適な自転車通行環境を創出する

【とめる】便利で使いやすい駐輪環境を創出する

【まもる】自転車のルール遵守・マナー向上を図る

【いかしひろめる】誰もが気軽に自転車を活用できるまちづくりを推進する

【はしる】安全で快適な自転車通行環境を創出する



◇人中心の交通体系を目指し、歩行者の通行空間確保を最優先とした上で、自転車通行空間の整備を行います。また、関係機関との連携により、整備の効果や課題について継続的なフォローアップを行うことで、自転車が安全で快適に通行できる環境を創出します。

<方針①> 自転車通行空間整備の推進

・金沢自転車ネットワーク協議会で選定した自転車ネットワーク路線について、国、県、警察、近隣市町などの関係機関と連携を図り、安全で快適な自転車通行空間の整備を推進します。

<施策> ・自転車ネットワーク路線における自転車通行空間整備の推進
・近隣市町との広域ネットワークの形成

<方針②> 自転車事故多発箇所における交通安全対策の推進

・自転車事故の発生箇所や事故形態、発生時間などを調査分析した上で、当該地点の道路交通状況を踏まえた、交通安全対策を検討、実施します。

<施策> ・路面表示や看板設置による交通安全対策の実施



<方針③> 自転車通行空間整備済み路線におけるフォローアップの実施

・自転車通行空間を整備するだけでなく、国、県、警察などの関係機関と連携を図り、整備効果を検証するとともに、整備後の事故発生状況や自転車通行実態を踏まえた交通安全対策を検討、実施します。

<施策> ・整備効果の検証や路面表示の更新

【とめる】便利で使いやすい駐輪環境を創出する



◇駐輪需要に応じた駐輪施設の整備や機能の拡充、適正利用を促進するとともに、自転車と公共交通との連携を強化し、駐輪場の利便性向上を図ります。

<方針①> 駐輪場の利用環境の向上

・駐輪需要に応じた機能向上や適正利用の促進、防犯対策の強化などを行うことで、駐輪場の利用環境の向上を図ります。

<施策> ・駐輪需要に応じた利用時間の弾力運用
・駐輪場への適切な案内の充実
・防犯カメラの設置促進、LED照明への更新
・多様な駐輪ニーズへの対応

<方針②> 長期駐輪及び路上放置対策の強化

・駐輪場における長期駐輪の防止対策や路上放置自転車対策を実施します。

<施策> ・長期駐輪防止啓発
・巡回指導の強化
・放置駐輪の多い箇所での自転車等放置禁止区域拡大の検討 等

<方針③> 新たな駐輪施設の整備

・鉄道駅や主要バス停において、サイクル&ライド駐輪場の整備や機能拡充を行うことで、自転車と公共交通との連携を促進します。

<施策> ・サイクル&ライドの促進（駅やバス停など交通結節点での駐輪場整備）



【まもる】自転車のルール遵守・マナー向上を図る



◇自転車ルールやマナーを知り、理解する機会を創出するなど、関係機関と連携し、幅広い年齢層や団体に対し、ルール遵守・マナー向上を図ります。

<方針①> ライフステージ別の交通安全教育の充実

・子どもから高齢者までの幅広い年齢層に対して、ライフステージに応じた交通安全教育を実施する。また、自転車事故の発生箇所や事故形態などを周知し、危険と安全についての理解を促します。

<施策> ・ライフステージ別の交通安全教育の実施
・交通公園などを利用した安全教育の実施 等

<方針②> 自転車の安全な利用の促進に関する条例の周知

・条例に基づき、「自転車損害賠償保険等への加入」などについて周知・啓発します。

<施策> ・保険の加入促進及び加入状況調査の実施 等

<方針③> 来街者、外国人へのルール遵守・マナー向上の啓発

・国内外からの来街者や在市の外国人に対して、自転車ルール遵守やマナー向上を啓発するための安全教育を実施します。

<施策> ・来街者、外国人への安全教育の実施



【いかしひろめる】誰もが気軽に自転車を活用できるまちづくりを推進する



◇これまでの移動手段としての利用に加え、健康、観光、防災などの多様な観点で環境にも優しい自転車の活用を推進するとともに、利用者にとって必要な情報を広く発信します。

<方針①> 市民の健康的なライフスタイルの実現に向けた自転車の活用推進

・市民の健康増進を図るため、ライフスタイルの様々な場面で自転車を活用できるよう推進します。

<施策> ・健康増進につながる自転車施策の実施
・通勤での自転車利用の推進
・公共施設などでの駐輪場設置による自転車利用の推進 等

<方針②> 観光やまちの賑わいへの自転車の活用推進

・地域の魅力を発信し、観光やまちの賑わいに自転車の活用を推進します。

<施策> ・ガイド付きサイクリングツアーの開催
・サイクリングマップの活用

<方針③> シェアサイクル「まちなり」の利用促進

・来街者だけでなく市民も含めた利用を促進します。

<施策> ・まちなりを使ったイベントの実施
・広域連携の検討 等

<方針④> 災害時における自転車の活用

・「まちなり」を災害時の緊急移動手段として活用します。

<施策> ・災害時における「まちなり」の一時的な利活用 等

<方針⑤> 自転車活用のための情報の発信

・自転車活用のため、自転車の多様な魅力を広く発信します。

<施策> ・ホームページなどによる分かりやすい情報の発信 等

